2026年11月27日

各　位

会社名　　三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
（管理会社コード13444）
代表者名　　取締役社長　　川上　豊
問合せ先　　コンタクトセンター(TEL.　0120-548066)

ＥＴＦの投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は本日、以下のファンドの投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．銘柄名（コード）

ａ．　ＭＡＸＩＳ　Ｓ＆Ｐ東海上場投信　（1553）

２．変更の理由

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第19条の改正に対応するため

３．変更の内容

詳細は別添の新旧対照表をご参照ください。

４．日程

	金融庁届出日	変更日
ａ．	2027年4月15日まで	2027年4月16日

５．変更に関する書面決議の方法及び期日

上記変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

投資信託約款の新旧対照表

ＭＡＸＩＳ Ｓ&Ｐ東海上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
（当初の受益者） 第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第２条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところより、第13条に定める取得申込みを受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込みによって生じる信託適格有価証券（第13条第１項から第３項の２に規定する金銭を含みます。以下第12条第２項および第13条において同じ。）の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の当初の受益者は清算機関とします。	（当初の受益者） 第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第２条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところより、第13条に定める取得申込みを受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込みによって生じる信託適格有価証券（第13条第１項から第３項に規定する金銭を含みます。以下第12条第２項および第13条において同じ。）の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の当初の受益者は清算機関とします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法） 第９条　追加信託に相当する金額は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額（第13条第２項から第３項の２に該当する場合の取得申込み	（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法） 第９条　追加信託に相当する金額は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額（第13条第２項および第３項に該当する場合の取得申込みに

変更後（新）	変更前（旧）
においては同項に定める経費に相当する金額を加えた額）とします。 （以下、略）	おいては同項に定める経費に相当する金額を加えた額）とします。 （以下、略）
（受益権の申込単位および価額） 第13条～②　（略） ③　第１項の取得申込みに係る有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、第１項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みを行うことができます。この場合の個別銘柄時価総額は、第７項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第１項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。 ③の２　第１項の取得申込みに係る有価証券に、取得申込者が受益権の取得申込みを行うにあたり、株券等（金融	（受益権の申込単位および価額） 第13条～②　（略） ③　第１項の取得申込みに係る有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、第１項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みを行うことができます。この場合の個別銘柄時価総額は、第７項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第１項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。 ＜新設＞

変更後（新）	変更前（旧）
商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。以下本項において同じ。）の買付け等（同項に規定する買付け等をいいます。以下本項において同じ。）を行うとすれば当該買付け等の後の当該取得申込者の所有（同項第１号に規定する所有をいいます。以下本項において同じ。）に係る当該銘柄の株券等所有割合（同号に規定する株券等所有割合をいいます。）が100分の30を超えることとなる銘柄がある場合または受益権の取得申込み以前に当該取得申込者の所有に係る当該銘柄の株券等所有割合（当該取得申込者を当該株券等の買付け等を行う者とみなして同条第８項の規定の例により計算した同号に規定する株券等所有割合をいいます。）がすでに100分の30を超えている銘柄がある場合は、第１項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該銘柄の株券等の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みを行うことができます。この場合の個別銘柄時価総額は、第７項の基準価額の計算日における当該銘柄の株券等の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第１項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該銘柄の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該銘柄の株券等を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。 （以下、略）	（以下、略）

以　上